

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会

第3回経営手法専門部会 会議概要

(注) VFM検証のための具体的な金額を提示するため、運営要綱に基づき非公開にて開催した

1. 開催日時	平成21年3月26日(木) 13:30~15:55
2. 開催場所	福岡ビル9階 1ホール
3. 出席者	(1) 経営手法専門部会(※正副部会長以外は五十音順) 浦邊真郎部会長、小出秀雄副部会長、岩崎正義委員、最所憲治委員
	(2) オブザーバー 福岡市 : 計画課係員 春日市 : 環境課係長 大野城市: 環境生活部付課長 他1名
4. 議 題	(1) 議事 議題1 リスクについて 議題2 参加可能性のある事業者等へのヒアリング結果について 議題3 定量的評価について 議題4 定性的評価について (2) その他

(1) 議 事

議題1 リスクについて
【協議結果】 ●リスク分担については、下記の点に留意し、今後事業契約等に反映できるよう精査を行い、実施方針の公表までに整理していく。 ●リスクの定量化については、すべてのリスクを定量化させることは困難であるため、現段階では、一般的に組合から事業者に移転できるリスクの内、保険料として見積もることのできるリスクのみを調整し、定量化が困難なものについては、定性的な評価を行うこととする。 【主な意見】 ※建設期間が4年という長期になれば、建設中の資材・鋼材の物価の変動に対するリスクは大きくなるので、契約の中でスライド条項を設けたり、一定の上がり下がり基準となるラインを決めておくなり、整理をしておく必要がある。 ※リスクについては、行政内部だけでもかまわないのでワークショップ等を行い、細かくリスクを洗い出し、ヘッジの方法も整理しておくこと、行政内でのリスクに対する意識を統一するという意味からも良いのではないか。 ※保険については、保険でカバーできる範囲や限度がある。また、公共が入る保険は、安い代わりに限度額が小さく、カバーの範囲も狭いことが多く、民間に保険に加入させる場合、その保障では足りないということになりかねないため、保険会社へのヒアリングや公共と民間が入る保険のすみわけ等、整理をしておくことが必要である。

議題2 参加可能性のある事業者等へのヒアリング結果について

●金融機関に対するヒアリングの結果のまとめ

- ・BOTについては、DBOやBTOと比較し、より多くのリスクがSPCに移転されるため、リスクをどこまでヘッジできるかが問題になるが、BOTを選択するメリットは小さいのではないかと。
- ・事業期間が長くなれば、SPCのリスクが大きくなるため、調達金利のアップは避けられない。また、事業期間内での金利の見直しが必要となる。
- ・金融機関に緊張感を持たせるためにBOTを採用したとしても、金融機関は専門のコンサルを雇うこととなり、コストアップにつながる。

●プラントメーカーに対するヒアリングの結果のまとめ

- ・どの事業方式においても前向きに検討するが、事業者の資金調達額が少ないDBOが事業者にとって取り組みやすく、またVFMの観点からもDBOが最も望ましいのではないかと意見があった。
- ・事業期間については15～20年が望ましいという意見が多く、長期になればなるほど見えないリスクへの不安があり、コスト増につながるとのこと。
- ・事業範囲として、溶融スラグの有効利用、余熱利用施設の維持管理運営、住民対応等、メーカーだけでは対応できない、もしくはノウハウがない事業は回避したいとの意見が多かった。

【主な意見】

※事業期間の25年については、ファイナンスの期間、金利の見直し等も視野に入れ、今後方針を決める必要がある。

※一般的に、割賦型のBTO方式では、金融機関のモニタリングの有効性が見込めない。またSPCの親会社の倒産リスクはとて大きいと、それをモニタリングできる仕組みや専門のコンサルタントを雇って財務的なチェックを行うことなどが有効と考える。

議題3 定量的評価について

【協議結果】

＜＜中間処理施設＞＞

- 現在候補となっているごみ処理方式ごとに、DBO・BTO・BOTの3つの事業方式の従来型方式と比較した場合のVFMを算出したところ、いずれの処理方式についても、 $DBO > BTO > BOT$ となった。
- DBOとBTOでのVFMの差については、BTOが一般財源分を金融機関から借り入れるため、金利がかさむことによるものである。
- BOT方式がVFMが最も小さい（又は出ない）理由については、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等が課税されるためであり、税制の特例措置を受けたとしてもマイナス要因に働くことから、VFMは小さくならざるを得ない。

＜＜最終処分場＞＞

- いずれの事業方式においてもVFMは出なかった。その理由は、維持管理運営費が中間処理施設と比較してかなり小さいため、削減額も小さくなり、初期段階で必要となる経費等が維持管理運営費の削減額に追いつかなくなるためであり、結果として従来型方式が最も望ましいという結果になった。

議題4 定性的評価について

【協議結果】

- 最終処分場の定性的評価は、VFMが出なかったことにより行わない。
- 中間処理施設の定性的評価については、例えば「公共だから安全・安心」とは一概には言えず、条件ややり方次第ではどの事業方式も優劣がつけがたく、評価項目に重み付けをしようにも恣意性が働く可能性があるため、事業方式の違いによって出てくる明らかな特色について定性的評価を行うべきである。